

新	旧
<p style="text-align: center;">広島県大気汚染緊急時措置要領</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、オキシダント、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素（以下「オキシダント等」という。）並びに硫黄酸化物に係る大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）第23条の規定に基づく緊急時の措置、その他必要な事項について定めるものとする。</p> <p>(協力体制)</p> <p>第2条 この要領の運用にあたっては、次の各号に定める者の協力を求め大気汚染の防止を図るとともに、隣接する県及び市町と緊密な協調体制をとり、県民への周知について報道機関の協力を求め、その他の関係行政機関の協力を得て大気汚染及び被害発生の防止に実効があるよう努めるものとする。</p> <p>(1) オキシダント等にあっては、工場・事業場において、ばい煙発生施設からの全排出ガス量（湿り、最大量）を4万Nm³/h以上排出する者及びその他知事が必要と認める者（以下「オキシダント等関係ばい煙排出者」という。）、法第2条第5項に定める揮発性有機化合物（以下「VOC」という。）排出施設を有する者（以下「オキシダント等関係VOC排出者」という。）及び自動車を運行する者。</p> <p>(2) 硫黄酸化物にあっては、工場・事業場において、ばい煙発生施設からの硫黄酸化物に係るばい煙量が10Nm³/hを超えて排出する者及び他のばい煙排出者（広島県生活環境の保全等に関する条例（平成15年広島県条例第35号）に基づくばい煙関係特定施設を工場・事業場に設置している者を含む。）のうち、知事が必要と認める者（以下「硫黄酸化物関係ばい煙排出者」という。）。</p> <p>(監視体制)</p> <p>第3条 緊急時の措置に係る大気の汚染状況の監視（以下「監視」という。）は、広島県大気汚染監視テレメータシステム（以下「テレメータシステム」という。）による監視によるものとする。</p> <p>2 監視は、別表第1の第1欄に掲げる機関（以下「監視機関」という。）が同表の第2欄に掲げる発令区域（以下「発令地区」という。）の中で知事の定める場所（以下「測定場所」という。）で知事の定める項目（以下「監視</p> <p style="text-align: center;">広島県大気汚染緊急時措置要領</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、オキシダント、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素（以下「オキシダント等」という。）並びに硫黄酸化物に係る大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）第23条の規定に基づく緊急時の措置、その他必要な事項について定めるものとする。</p> <p>(協力体制)</p> <p>第2条 この要領の運用にあたっては、次の各号に定める者の協力を求め大気汚染の防止を図るとともに、隣接する県及び市町と緊密な協調体制をとり、県民への周知について報道機関の協力を求め、その他の関係行政機関の協力を得て大気汚染及び被害発生の防止に実効があるよう努めるものとする。</p> <p>(1) オキシダント等にあっては、工場・事業場において、ばい煙発生施設からの全排出ガス量（湿り、最大量）を4万Nm³/h以上排出する者及びその他知事が必要と認める者（以下「オキシダント等関係ばい煙排出者」という。）、法第2条第5項に定める揮発性有機化合物（以下「VOC」という。）排出施設を有する者（以下「オキシダント等関係VOC排出者」という。）及び自動車を運行する者。</p> <p>(2) 硫黄酸化物にあっては、工場・事業場において、ばい煙発生施設からの硫黄酸化物に係るばい煙量が10Nm³/hを超えて排出する者及び他のばい煙排出者（広島県生活環境の保全等に関する条例（平成15年広島県条例第35号）に基づくばい煙関係特定施設を工場・事業場に設置している者を含む。）のうち、知事が必要と認める者（以下「硫黄酸化物関係ばい煙排出者」という。）。</p> <p>(監視体制)</p> <p>第3条 緊急時の措置に係る大気の汚染状況の監視（以下「監視」という。）は、広島県大気汚染監視テレメータシステム（以下「テレメータシステム」という。）による監視によるものとする。</p> <p>2 監視は、別表第1の第1欄に掲げる機関（以下「監視機関」という。）が同表の第2欄に掲げる発令区域（以下「発令地区」という。）の中で知事の定める場所（以下「測定場所」という。）で知事の定める項目（以下「監視</p>	

新	旧
<p>項目」という。)について、同表の第3欄に掲げる関係行政機関の協力を得て、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通産省令第1号）第<u>18</u>条に定める測定方法により行うものとする。</p> <p>3 知事は、発令地区毎の大気汚染物質の濃度レベル、発生源からの排出状況、その他大気汚染に係る状況を把握し、監視機関の意見を聞いたうえ、測定場所及び監視項目を定め、又は必要に応じ測定場所、監視項目を適宜見直すものとする。</p> <p>4 知事は、測定場所及び監視項目を定め、又は見直しを行った場合は、監視機関、関係行政機関及びその他の関係機関に通知するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>	<p>「監視項目」という。)について、同表の第3欄に掲げる関係行政機関の協力を得て、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通産省令第1号）第<u>18</u>条に定める測定方法により行うものとする。</p> <p>3 知事は、発令地区毎の大気汚染物質の濃度レベル、発生源からの排出状況、その他大気汚染に係る状況を把握し、監視機関の意見を聞いたうえ、測定場所及び監視項目を定め、又は必要に応じ測定場所、監視項目を適宜見直すものとする。</p> <p>4 知事は、測定場所及び監視項目を定め、又は見直しを行った場合は、監視機関、関係行政機関及びその他の関係機関に通知するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(大気汚染予報)</u></p> <p><u>第4条</u> 知事は、発令地区に対し、オキシダント、硫黄酸化物及びその他必要と認める監視項目について、別に定めるところにより、大気汚染予報を行うものとする。</p> <p><u>2</u> 前項の規定に基づき、オキシダントに係る大気の汚染予報を行う場合において、A型（オキシダント濃度の1時間値が0.12 ppm以上）の予報を行ったときは、被害発生の未然防止を図るために、次の措置を講ずるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>(1)</u> 報道機関に通報し、県民への周知を図ること。 <u>(2)</u> 交通管制センターへ通報し、道路交通情報の一環として自動車の運行の自主制限について協力を求めるここと。 <u>(3)</u> 発令地区内のオキシダント等関係ばい煙排出者へ通報し、排出ガス量又は窒素酸化物量（以下「排出ガス量等」という。）を10%以上減少（通常の排出ガス量等を基礎とし、その量から10%以上減少した状態をいう。）するよう協力を求めること。 <u>(4)</u> 発令地区内のオキシダント等関係VOC排出者へ通報し、VOCの排出量又は飛散の量の減少準備について協力を求めること。 <p><u>3</u> 第1項の規定に基づき、硫黄酸化物に係る大気の汚染予報を行う場合において、A型（硫黄酸化物濃度の1時間値が0.15 ppm以上）の予報を行ったときは、被害発生の未然防止を図るために、発令地区内の硫黄酸化物関係ばい煙排出者へ通報し、ばい煙量を10%以上減少（通常のばい煙量を基礎とし、その量から10%以上減少した状態をいう。）するよう協力を求める。</p> <p style="text-align: center;">(減少計画の届出)</p> <p>第<u>4</u>条 オキシダント等関係ばい煙排出者及びオキシダント等関係VOC排</p> <p>第<u>5</u>条 オキシダント等関係ばい煙排出者及びオキシダント等関係VOC排</p>

新	旧
<p>出者は、第<u>5</u>条第1項に規定する情報、注意報又は警報が発令された場合に講ずべき排出ガス量等の減少のための措置に関する計画届出書(以下「オキシダント等緊急時における排出ガス量等減少計画届出書」という。)を別記様式第1－1により、毎年3月<u>31</u>日までに知事に提出するものとする。</p> <p>2 ばい煙発生施設又はVOC発生施設の設置、休止、廃止あるいは構造等の変更により、工場・事業場全体の排出ガス量等に変更があった場合、オキシダント等関係ばい煙排出者及びオキシダント等関係VOC排出者は、前項のオキシダント等緊急時における排出ガス量等減少計画届出書をその都度提出するものとする。ただし、軽微な変更等、別に知事が定める場合においては、この限りではない。</p> <p>3 硫黄酸化物関係ばい煙排出者は、措置要領第<u>5</u>条第1項に規定する情報、注意報、第1警報又は第2警報が発令されたときに講ずべき硫黄酸化物に係るばい煙量の減少のための措置に関する計画(以下「緊急時におけるばい煙量減少計画届出書」という。)を別記様式第1－2により知事に提出するものとする。</p> <p>4 ばい煙発生施設又はばい煙関係特定施設の設置、休止、廃止あるいは構造等の変更により工場・事業場全体のばい煙量に変更があった場合、硫黄酸化物関係ばい煙排出者は、前項の緊急時におけるばい煙量減少計画届出書をその都度提出するものとする。ただし、軽微な変更等、知事が別に定める場合においては、この限りではない。</p>	<p>出者は、第<u>6</u>条第1項に規定する情報、注意報又は警報が発令された場合に講ずべき排出ガス量等の減少のための措置に関する計画届出書(以下「オキシダント等緊急時における排出ガス量等減少計画届出書」という。)を別記様式第1－1により、毎年3月<u>31</u>日までに知事に提出するものとする。</p> <p>2 ばい煙発生施設又はVOC発生施設の設置、休止、廃止あるいは構造等の変更により、工場・事業場全体の排出ガス量等に変更があった場合、オキシダント等関係ばい煙排出者及びオキシダント等関係VOC排出者は、前項のオキシダント等緊急時における排出ガス量等減少計画届出書をその都度提出するものとする。ただし、軽微な変更等、別に知事が定める場合においては、この限りではない。</p> <p>3 硫黄酸化物関係ばい煙排出者は、措置要領第<u>6</u>条第1項に規定する情報、注意報、第1警報又は第2警報が発令されたときに講ずべき硫黄酸化物に係るばい煙量の減少のための措置に関する計画(以下「緊急時におけるばい煙量減少計画届出書」という。)を別記様式第1－2により知事に提出するものとする。</p> <p>4 ばい煙発生施設又はばい煙関係特定施設の設置、休止、廃止あるいは構造等の変更により工場・事業場全体のばい煙量に変更があった場合、硫黄酸化物関係ばい煙排出者は、前項の緊急時におけるばい煙量減少計画届出書をその都度提出するものとする。ただし、軽微な変更等、知事が別に定める場合においては、この限りではない。</p>
(情報等の発令)	(情報等の発令)
<p>第<u>5</u>条 知事は、別表第2の発令区分の欄に掲げる発令による大気の汚染状態が、それぞれ同表の発令基準の欄に掲げる場合に該当し、かつ気象条件からみて当該大気の汚染状態が継続すると認める場合は、同表の上欄に掲げる発令区分に従い、情報、注意報、警報(硫黄酸化物にあっては、第1警報、第2警報)(以下「情報等」という。)を発令するものとする。</p> <p>2 情報等は、原則として別表第1の第2欄に掲げる発令地区に発令するものとする。ただし、当該地域の自然条件を考慮して、周辺の市町の区域を加え又は当該市町の区域を区分して発令することが適當と認められるときは関係市町の長の意見を聴取し、その区域を定めて発令するものとする。</p>	<p>第<u>6</u>条 知事は、別表第2の発令区分の欄に掲げる発令による大気の汚染状態が、それぞれ同表の発令基準の欄に掲げる場合に該当し、かつ気象条件からみて当該大気の汚染状態が継続すると認める場合は、同表の上欄に掲げる発令区分に従い、情報、注意報、警報(硫黄酸化物にあっては、第1警報、第2警報)(以下「情報等」という。)を発令するものとする。</p> <p>2 情報等は、原則として別表第1の第2欄に掲げる発令地区に発令するものとする。ただし、当該地域の自然条件を考慮して、周辺の市町の区域を加え又は当該市町の区域を区分して発令することが適當と認められるときは関係市町の長の意見を聴取し、その区域を定めて発令するものとする。</p>
(情報等の解除)	(情報等の解除)
<p>第<u>6</u>条 知事は、前条第1項の規定により情報等を発令した場合において、当該大気の汚染状態が別表第2の解除基準の欄に掲げる場合に該当するか又は気象条件からみて、その状態が悪化するおそれがないと認める場合は、</p>	<p>第<u>7</u>条 知事は、前条第1項の規定により情報等を発令した場合において、当該大気の汚染状態が別表第2の解除基準の欄に掲げる場合に該当するか又は気象条件からみて、その状態が悪化するおそれないと認める場合は、</p>

新	旧
当該情報等を解除するものとする。	当該情報等を解除するものとする。
(発令及び解除の通報)	(発令及び解除の通報)
第 <u>7</u> 条 知事は、情報等を発令又は解除した場合、別表第2の緊急時の措置の欄に掲げる区分により次の者に対し、当該各号に掲げる方法により当該事態を通報するものとする。	第 <u>8</u> 条 知事は、情報等を発令又は解除した場合、別表第2の緊急時の措置の欄に掲げる区分により次の者に対し、当該各号に掲げる方法により当該事態を通報するものとする。
(1) オキシダント等関係ばい煙排出者、オキシダント等関係VOC排出者又は硫黄酸化物関係ばい煙排出者に対しては、ファクシミリその他適当な方法により伝達するものとする。	(1) オキシダント等関係ばい煙排出者、オキシダント等関係VOC排出者又は硫黄酸化物関係ばい煙排出者に対しては、ファクシミリその他適当な方法により伝達するものとする。
(2) 県公安委員会 県公安委員会に対しては、次の事項を明らかにして、環境県民局長が電話により伝達するものとする。 ア 警報発令基準を超える測定値を記録した測定場所、日時 イ 警報発令地区 ウ 当該大気汚染が自動車排出ガスに起因すると認める理由 エ 当該大気汚染の状況が気象条件からみて継続すると認める理由	(2) 県公安委員会 県公安委員会に対しては、次の事項を明らかにして、環境県民局長が電話により伝達するものとする。 ア 警報発令基準を超える測定値を記録した測定場所、日時 イ 警報発令地区 ウ 当該大気汚染が自動車排出ガスに起因すると認める理由 エ 当該大気汚染の状況が気象条件からみて継続すると認める理由
(3) 関係機関 別表第3-1及び別表第3-2に掲げるもののうち、第2列に掲げる機関に対しては、ファクシミリその他適当な方法により通報するものとする。	(3) 関係機関 別表第3-1及び別表第3-2に掲げるもののうち、第2列に掲げる機関に対しては、ファクシミリその他適当な方法により通報するものとする。
(4) その他の機関等 別表第3-1及び別表第3-2に掲げるもののうち、前3号以外の住民、学校、福祉施設等に対しては、前号の関係機関を通じ、同表の通報経路にしたがって、電話、その他適当な方法により通報するものとする。	(4) その他の機関等 別表第3-1及び別表第3-2に掲げるもののうち、前3号以外の住民、学校、福祉施設等に対しては、前号の関係機関を通じ、同表の通報経路にしたがって、電話、その他適当な方法により通報するものとする。
(緊急時の措置)	(緊急時の措置)
第 <u>8</u> 条 第 <u>5</u> 条第1項の規定により情報等を発令した場合は、知事及び発令地区を管轄する市町の長は、当該情報等に応じ、それぞれ別表第2の緊急時の措置の欄に掲げる措置を講ずるものとする。	第 <u>9</u> 条 第 <u>6</u> 条第1項の規定により情報等を発令した場合は、知事及び発令地区を管轄する市町の長は、当該情報等に応じ、それぞれ別表第2の緊急時の措置の欄に掲げる措置を講ずるものとする。
<u>2 前項の規定により講じた措置の状況について、オキシダント等関係ばい煙排出者については別記様式第2-1により、オキシダント等関係VOC排出者については別記様式第2-2により、硫黄酸化物関係ばい煙排出者については別記様式第3により、それぞれ報告するものとする。</u>	
(緊急時の措置に関する特例)	(緊急時の措置に関する特例)

新	旧
<p>第9条 前条の規定は、当該発令地区の大気汚染に相当の影響を及ぼすと認められる当該発令地区外のばい煙等排出者についても、気象条件等を勘案して準用できるものとする。</p> <p>(オキシダントによる被害発生時の措置)</p> <p>第10条 別表第4に掲げる健康被害等受付機関は、被害報告者からオキシダントによる被害届出を受けたときは、直ちに別表第4の報告経路により知事に報告するものとする。</p> <p>2 前項の報告は、電話等での連絡の後、速やかに当該機関において、その状況を別記様式第4又は別記様式第5（以下「被害報告書」という。）により取りまとめて報告するものとする。</p> <p>(資料の収集)</p> <p>第11条 オキシダント等及び硫黄酸化物による被害を未然に防止するため、その発生が予想される気象条件に関して広島地方気象台、隣接県等と適宜連絡をとり、この要領に基づく所要の措置の適正な実施に資するものとする。</p> <p>(オキシダントの特例)</p> <p>第12条 オキシダントに係る情報等の発令は4月1日から<u>10月31</u>日までの間実施するものとする。ただし、この期間外においても注意報及び警報については発令するものとする。</p> <p>(委任規定)</p> <p>第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な細則は別に定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この要領は、昭和<u>63</u>年4月1日から施行する。</p> <p>2 硫黄酸化物に係る常時監視及び緊急時の措置要領（昭和<u>48</u>年8月<u>20</u>日施行）及びオキシダント、二酸化窒素、一酸化炭素に係る常時監視及び緊急時の措置要領（昭和<u>51</u>年4月1日施行）は、廃止する。</p> <p style="text-align: center; border-top: 1px solid red; border-bottom: 3px double red;">(削除)</p> <p style="text-align: center; border-top: 1px solid red; border-bottom: 3px double red;"></p>	<p>第10条 前条の規定は、当該発令地区の大気汚染に相当の影響を及ぼすと認められる当該発令地区外のばい煙等排出者についても、気象条件等を勘案して準用できるものとする。</p> <p>(オキシダントによる被害発生時の措置)</p> <p>第11条 別表第4に掲げる健康被害等受付機関は、被害報告者からオキシダントによる被害届出を受けたときは、直ちに別表第4の報告経路により知事に報告するものとする。</p> <p>2 前項の報告は、電話等での連絡の後、速やかに当該機関において、その状況を別記様式第4又は別記様式第5（以下「被害報告書」という。）により取りまとめて報告するものとする。</p> <p>(資料の収集)</p> <p>第12条 オキシダント等及び硫黄酸化物による被害を未然に防止するため、その発生が予想される気象条件に関して広島地方気象台、隣接県等と適宜連絡をとり、この要領に基づく所要の措置の適正な実施に資するものとする。</p> <p>(オキシダントの特例)</p> <p>第13条 オキシダントに係る情報等の発令は4月1日から<u>10月31</u>日までの間実施するものとする。ただし、この期間外においても注意報及び警報については発令するものとする。</p> <p>(委任規定)</p> <p>第14条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な細則は別に定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この要領は、昭和<u>63</u>年4月1日から施行する。</p> <p>2 硫黄酸化物に係る常時監視及び緊急時の措置要領（昭和<u>48</u>年8月<u>20</u>日施行）及びオキシダント、二酸化窒素、一酸化炭素に係る常時監視及び緊急時の措置要領（昭和<u>51</u>年4月1日施行）は、廃止する。</p> <p style="text-align: center; border-top: 1px solid red; border-bottom: 3px double red;">3 大気汚染予報による汚染物質削減実施要領（昭和<u>50</u>年6月1日施行）は、この要領の第4条の規定に基づき定めたものとみなす。</p>
附 則	附 則

新	旧
この要領は、平成4年4月1日から施行する。	この要領は、平成4年4月1日から施行する。
附 則 この要領は、平成5年4月1日から施行する。	附 則 この要領は、平成5年4月1日から施行する。
附 則 この要領は、平成9年4月1日から施行する。	附 則 この要領は、平成9年4月1日から施行する。
附 則 この要領は、平成 <u>10</u> 年4月1日から施行する。	附 則 この要領は、平成 <u>10</u> 年4月1日から施行する。
附 則 この要領は、平成 <u>12</u> 年4月1日から施行する。	附 則 この要領は、平成 <u>12</u> 年4月1日から施行する。
附 則 この要領は、平成 <u>13</u> 年4月1日から施行する。	附 則 この要領は、平成 <u>13</u> 年4月1日から施行する。
附 則 この要領は、平成 <u>14</u> 年4月1日から施行する。	附 則 この要領は、平成 <u>14</u> 年4月1日から施行する。
附 則 この要領は、平成 <u>15</u> 年4月1日から施行する。	附 則 この要領は、平成 <u>15</u> 年4月1日から施行する。
附 則 この要領は、平成 <u>16</u> 年4月1日から施行する。	附 則 この要領は、平成 <u>16</u> 年4月1日から施行する。
附 則 この要領は、平成 <u>17</u> 年4月 <u>25</u> 日から施行する。	附 則 この要領は、平成 <u>17</u> 年4月 <u>25</u> 日から施行する。
附 則 この要領は、平成 <u>18</u> 年4月6日から施行する。	附 則 この要領は、平成 <u>18</u> 年4月6日から施行する。
附 則 この要領は、平成 <u>19</u> 年4月1日から施行する。	附 則 この要領は、平成 <u>19</u> 年4月1日から施行する。
附 則	附 則

新	旧
この要領は、平成 <u>19</u> 年7月9日から施行する。	この要領は、平成 <u>19</u> 年7月9日から施行する。
附 則 この要領は、平成 <u>20</u> 年4月 <u>25</u> 日から施行する。	附 則 この要領は、平成 <u>20</u> 年4月 <u>25</u> 日から施行する。
附 則 この要領は、平成 <u>21</u> 年4月1日から施行する。	附 則 この要領は、平成 <u>21</u> 年4月1日から施行する。
附 則 この要領は、平成 <u>22</u> 年4月1日から施行する。	附 則 この要領は、平成 <u>22</u> 年4月1日から施行する。
附 則 この要領は、平成 <u>23</u> 年4月1日から施行する。	附 則 この要領は、平成 <u>23</u> 年4月1日から施行する。
附 則 この要領は、平成 <u>24</u> 年4月1日から施行する。	附 則 この要領は、平成 <u>24</u> 年4月1日から施行する。
附 則 この要領は、平成 <u>29</u> 年4月1日から施行する。	附 則 この要領は、平成 <u>29</u> 年4月1日から施行する。
附 則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。	附 則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
附 則 この要領は、令和3年1月 <u>14</u> 日から施行する。	附 則 この要領は、令和3年1月 <u>14</u> 日から施行する。
附 則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。	附 則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
附 則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。	附 則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
附 則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。	附 則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
附 則	附 則

新	旧
この要領は、令和5年5月1日から施行する。	この要領は、令和5年5月1日から施行する。
附 則 <u>この要領は、令和6年4月1日から施行する。</u>	
別表第1 (略、修正なし) 別表第2 (略、修正なし) 別表第3－1 (略、修正なし) 別表第3－2 (略、修正なし) 別表第4 (略、修正なし) 別表第5 (略、修正なし)	別表第1 (略、修正なし) 別表第2 (略、修正なし) 別表第3－1 (略、修正なし) 別表第3－2 (略、修正なし) 別表第4 (略、修正なし) 別表第5 (略、修正なし)
様式第1－1 広島県大気汚染緊急時措置要領第 <u>4</u> 条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。	様式第1－1 広島県大気汚染緊急時措置要領第 <u>5</u> 条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。
様式第1－2 広島県大気汚染緊急時措置要領第 <u>4</u> 条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。	様式第1－2 広島県大気汚染緊急時措置要領第 <u>5</u> 条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。
<u>(第8条第2項関係)</u> 様式第 <u>2－1</u> 【ばい煙】	<u>様式第2</u> 【ばい煙】
<u>(第8条第2項関係)</u> 様式第 <u>2－2</u> 【VOC】	<u>様式第2</u> 【VOC】
<u>(第8条第2項関係)</u> 様式第3	<u>様式第3</u>
<u>(第10条関係)</u> 様式第4	<u>様式第4</u>
<u>(第10条関係)</u> 様式第5	<u>様式第5</u>